

【大阪府発明関係表彰】

大阪府下の企業の経営者または府下の工場(事業場を含む)に勤務する方の表彰です。

表彰対象

1. 大阪府発明実施功労者

特許又は実用新案として登録された特に高度な発明考案を企業化することによって国産技術の確立に寄与した個人又はグループ。府内企業の経営者又は府内の工場(事業所を含む)に勤務する方が対象。

2. 大阪府発明功績者

特許又は実用新案として登録された優秀な発明考案を行い、その実績が顕著な個人又はグループ。府内企業の経営者又は府内の工場(事業所を含む)に勤務する方が対象。

3. 大阪府新技術開発功労者

多年にわたり新技術・新製品の研究開発に努め、中小企業等の技術水準の向上に寄与したことにより府内経済発展に功績のあった個人又はグループ。表彰日現在満 50 歳以上で、所属企業等において 10 年以上、主として新技術・新製品の研究開発または普及業務に従事している方が対象。府内の中小企業・中堅企業、またはこれらを主たる構成員とする府内団体に所属していること。

4. 大阪府技術改善功労者

府内の事業所において優秀な考案工夫を行い、生産性の向上または生産技術の高度化に顕著な功績のあった個人又はグループ。現在勤務している職域と同一の職域に通算 5 年以上勤務しており、経営者、事務職、従業員 300 人以上の企業の管理職・研究職を除く、生産活動に従事している方が対象。ただし、20 人以下の小規模企業の経営者で生産に従事する者は対象に含まれる。

推薦締切

毎年 11 月下旬 当財団推薦締切

※発明実施功労者・発明功績者は、対象となる技術について特許または実用新案の登録が必要です。